

(参考資料) 経済団体の支援及び法改正

- 1 林業復活・地域創生を推進する国民会議宣言  
(平成 30 年 3 月)
- 2 地方創生に向けた“需要サイドからの”林業改革  
経済同友会 (平成 30 年 3 月 22 日)
- 3 木造住宅・建築物の振興について  
国土交通省木造住宅振興室 (平成 30 年 3 月 29 日  
全木連情報交換会資料)

# (1) 林業復活・地域創生を推進する国民会議宣言(抄) (平成30年3月)

平成30年3月  
林業復活・地域創生を推進する国民会議  
会長 三村 明夫

## 趣旨

- 「林業復活・地域創生を推進する国民会議」は、林業の成長産業化に向けて、経済界を挙げて国産材需要拡大の国民運動を展開することにより、地域の雇用を創出し、地域を活性化するための活動を行ってきた。
- 国産材の自給率は35%まで向上してきており、さらに需要を高めていくためには、以下の取り組みを産官学が連携して推進すべきである。

### (1) 国としての大きな仕掛け

孫子の代まで森林資源の価値を維持。向上させていくためには、再造林を可能にする山元への利益還元の仕組みづくりとサプライチェーンの最適化が不可欠である。所有者不明森林や境界不明問題の解決のための森林環境税の活用、若い世代の林業就労促進や安全な環境確保、産業の新しい組み合わせや技術革新などは、国をあげて推進すべきである。

### (2) 小さな積み重ねと実践

林業成長産業化では、地方や都市部での木材利用の取り組みに注目すべきである。各地の先行事例の横展開、機械化やICT・IoTなどの活用、山の価値最大化、商工会議所会館など地域活性化の拠点となる建物の木造・木質化、異業種連携・ベンチャー企業の取り組み拡大など、小さな積み重ねと実践を広げていかなければならない。

## 提言

### 国としての大きな仕掛け

- 再造林を可能にする山元への利益還元の仕組みづくりとサプライチェーンの最適化
- 所有者不明森林や境界不明問題を解決する新たな仕組みの創設と森林環境税の活用
- 若い世代の林業就労促進や安全な環境確保、地域毎の森林管理のための人材育成
- 製材・製品や木材利用技術の輸出拡大に向けたマーケティングと販路開拓
- 観光産業や地場産業などとの産業の新しい組み合わせ
- 大規模・中高層建築の木造化、針葉樹の高強度化や工業製品化など技術革新
- 国産材など木材需要（公共・民間建築物等）の拡大を一層加速させる法制度の整備

### 小さな積み重ねと実践

- 各地の先行事例（林業成長産業化地域等）の横展開
- 機械化やICT・IoTなどの活用による生産効率向上と人手不足の解消
- 広葉樹も含めた森林資源の活用とその実現のための仕組みづくり（山の価値最大化）
- 商工会議所会館など地域活性化の拠点への木造・木質化の進展

(2) 地方創生に向けた“需要サイドからの”林業改革（抄）  
経済同友会（平成30年3月22日）

## 地方創生に向けた “需要サイドからの”林業改革

～ 日本の中高層ビルを木造建築に！ ～

7. 提言 一 需が何をするのか ..... 36

<提言1>  
企業（施主） 一 木の良さを理解し、木造建築を積極的に採用する ..... 35

<提言2>  
設計者・施工者 一 先端デジタル技術を用いた木造建築モデルを創造する ..... 35

<提言3>  
自治体+供給者（加工業者、林業事業体、山林所有者） 一 生産性向上と積極投資 ..... 36

<提言4>  
政府 一 需要サイドからの構造改革に踏み込む ..... 37

### <提言1>

企業（施主） 一 木の良さを理解し、木造建築を積極的に採用する。

（1）経営者自ら、木を使うことの環境への効果や従業員への効能等について正確に理解する。

（2）脱炭素社会や持続可能な社会の実現に向けたSDGs/ESG投資や地方創生への貢献といった社会的要請から、企業行動として木造建築を採用することの位置づけを整理する。投資家に対する開示資料にも、国産材使用方針について記し、公表する。

（3）自社物件について、国産材の利用拡大（建築・内装等）を図る。国産材による木造建築・内装（ハイブリッド構造含む）とRC造・S造を比較し、性能・コスト（早期償却メリット含む）・付加価値等を総合的に検討する。

（4）事業者としては、民間ならではの創意工夫に富んだ広報・マーケティング等（SNSも含むメディア利用や木の良さを体感できるイベントの開催等）に注力することで、国民の間に、国産材利用に向けた共感・ムーブメントを醸成する。

（5）経済同友会としても、木造建築に対する理解度向上や意識改革を経営者/担当者に促す機会を設ける。特に、会員所属企業が主導・参画した建築プロジェクトや関連施設の視察など、現場に触れ、相互に情報交換が行える機会を積極的に創出する。

### (3) 木造住宅・建築物の振興について

国土交通省木造住宅振興室(平成30年3月29日  
全木連情報交換会資料)

「情報交換会」資料

## 木造住宅・建築物の振興について(抄)

平成30年3月29日(木)  
国土交通省 住宅生産課  
木造住宅振興室

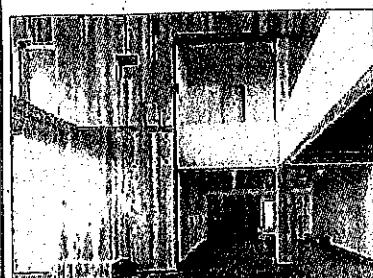
### 木材利用の推進

國土交通省

#### 現行 改正主旨

#### 中層建築物における 木材利用の推進

- 中層建築物の壁・柱等について、すべて耐火構造とすることが必要
- 木造の場合、石膏ボード等の防火被覆で耐火構造を実現
- 木造であることが分かりにくく、木の良さが実感できないとの指摘



構造部材を「あらわし」としている  
高知県森連会館  
(2階建の事務所※)

※現行基準で、2階建は耐火構造は不要

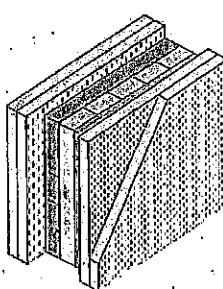
#### 改正概要

【施行日：公布の日から1年以内】

#### ①中層建築物において構造部材である木材をそのまま見せる「あらわし」の実現

\*改正案では、高さ16m超又は4階建て以上

現行 すべての壁・柱等が  
耐火構造



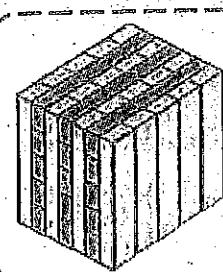
石膏ボード等で  
防火被覆した木造の壁：

改  
正  
案

建築物全体の性能を総合的に評価する  
ことにより、耐火構造以外を可能に

○通常より厚い木材による壁・柱等

・火災時も、燃え残り部分で構造耐力を維持できる  
厚さを確保



○消火措置の円滑化のための設計

・延焼範囲を限定する防火の壁等の設置  
・階段の付室(一定のスペース)の確保 など

#### ②耐火構造等としないでよい木造建築物の範囲の拡大

【施行日：公布の日から1年以内】

現行 高さ13m以下かつ軒高9m以下

改  
正  
案 高さ16m以下かつ3階以下

【施行日：公布の日から1年以内】

#### ③防火・準防火地域の門・扉(2m超)における木材の利用拡大

現行 不燃材料とすること

改  
正  
案 一定の範囲で木材も利用可能とする



※防火・準防火地域では、  
現行では使用不可